

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、生活保護に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム(標準準拠システム)、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

被保護者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1～2項、第19条、別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表42～43、161～162の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年3月20日京都府条例第7号)第1条第1項、第2項、別表第一3の項、別表第二、別表第三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成29年7月14日京都府規則第34号)第1条第3項、第2～3条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8～9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部地域福祉推進課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部地域福祉推進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部地域福祉推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部地域福祉推進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録にあたり、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報は、限られた場所に保管し、持出及び返却日時を記録するとともに、廃棄する場合には廃棄記録を残すこととしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	生活保護システム(標準準拠システム)及び統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを定期的に確認することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 1③	生活保護システム	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書修正に係る修正
令和3年4月1日	I 8	京都府健康福祉部地域福祉推進課	京都府健康福祉部地域福祉推進課	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	I 4②	第19条第7号	第19条第6号	事後	評価書修正に係る修正
令和3年1月4日	I 1②	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格照査の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年1月4日	I 1③	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年1月4日	I 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項、別表第一15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項、別表第一15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年1月4日	I 4②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8～9号	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年1月4日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	しい値判断の見直し
令和3年1月4日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	しい値判断の見直し
令和3年1月4日	IV 4	[○]委託しない	[]委託しない	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年1月4日	IV 4	[]	[十分である]	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年12月16日	I 1②	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格照査の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格照査の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	標準準拠システムへの移行に伴う修正
令和3年12月16日	I 1③	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	標準準拠システムへの移行に伴う修正
令和3年12月16日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	しい値判断の見直し
令和3年12月16日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	しい値判断の見直し
令和3年12月16日	I 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項、別表第一15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成27年3月20日京都府条例第7号)第1条第1項、第2項、別表第一3の項、別表第二、別表第三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成29年7月14日京都府規則第34号)第1条第3項、第2条第1～4項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1～2項、第19条、別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和4年7月1日付、総務省令第9号)第2条の表42～43、161～162の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年3月20日京都府条例第7号)第1条第1項、第2項、別表第一3の項、別表第二、別表第三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成29年7月14日京都府規則第34号)第1条第3項、第2～3条	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年12月16日	I 1②	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格照査の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困難する者に対して、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する事務。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格照査の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	事務の見直し又は追加